

富山家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 開催日時

平成24年6月25日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

青島明生，稲垣俊夫，江畑賢一，大野聡一，河井真紀子，櫛橋直幸，眞田寿彦，三上貞則，水谷正俊

【事務担当者】

長谷川事務局長，安藤首席家裁調査官，田村次席家裁調査官，林首席書記官，橋本総務課長，川崎総務課課長補佐，尾間庶務係長

4 進行次第

(1) 新委員の紹介

(2) 委員長の選任

(3) 委員長のあいさつ

(4) 議事「少年事件の現状と処遇（家庭裁判所で行う教育的措置）について」

ア 説明

- ・ 少年審判手続について
- ・ 家庭裁判所が行う教育的措置について

イ 施設見学

少年審判廷及び面接室

ウ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

(5) 次回テーマ

「子どもを巡る紛争解決に向けた家庭裁判所の取組（面会交流）について）」

(6) 次回開催期日

平成24年12月14日（金）午後1時30分

以上

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(○委員 ●事務担当者)

- 家庭裁判所調査官は、少年や保護者と何回くらい面接しているのか。
- 調査のための面接と試験観察中の面接により異なるが、調査のためであれば、通常一、二回、試験観察中には、およそ4か月の間に、約2週間から1か月に一度の割合で面接を行う。
- 少年の更生のためには、家庭環境を改善する必要があり、裁判所においても、関係機関と連絡を取り合うことは大切である。少年の生活環境や家庭環境を改善するために、地域の団体と連携したり、地域でチームを作って指導に取り組むことを考えてもよいのではないか。
- 家裁調査官による試験観察では、家裁調査官が少年に対して更生のための指導と助言を行いながら、少年に対する処分を考えるが、補導委託の場合は、家裁調査官が委託先と連絡を取り合いながら、処分を検討するのに必要な資料を集めている。
- 少年審判は非公開の手続なので、地域でチームを組むというのは難しい面があるが、在学中の少年の場合では、少年のことをよく理解している学校の先生等に協力をいただいて、少年の更生を考えていくことは大事であるとする。
- 現在、どのような団体が裁判所で行うボランティア活動などの活動に関わっているのか。また、裁判所が各種団体と協力関係を築くにあたり、どのようなことをしているのか。ボランティア活動には、協力してもらえらる団体が必要になると思う。協力してくれる人が足りていないのであれば、できることについて協力したい。
- 自発型ボランティア活動には、清掃活動と社会奉仕活動があるが、清掃活動は、

少年と保護者が自発的に駅や公園などの美化活動を行うものであり、裁判所と団体が関わることはない。一方、社会奉仕活動では、現在、2か所の老人保健施設、デイケア施設及び身体障害者施設については、各1か所と連携をとることができている。また、短期補導委託においては、特別養護老人施設、幼稚園、保育所、身体障害者施設及びデイケア施設に協力をお願いしている。

ボランティア活動に協力していただける施設を開拓する際は、調停委員が母体となっている家庭少年友の会から情報提供を受けたり、あるいは、家裁調査官が飛び込みでお願いすることもある。

- 少年の更生のためには、社会に対する責任を考え、自分自身を見つめる意味で、寺で厳しい修行を受けさせるという方法もあるのではないか。このような活動や指導を考えてみてもよいのではないか。
- 私が勤務しているデイケア施設の入所者は、比較的元気な方が多い。入所者は自分の孫くらいの年齢の若い人に来てもらうことを喜ぶので、少年に来てもらえると入所者の方々もとても喜ぶと思う。
- 自発型ボランティア活動の中でも、対人奉仕活動を行った少年の再非行率が低い。その理由は、他人とのコミュニケーションなどを通して、自分の価値を見つめ直したり、他人から認められ、自分が必要とされていることを実感できたりするからだと思う。少年はこうした経験を積むことによって、自尊心を高め、もう二度と悪いことをしないと決意するようになる。
- 対人奉仕活動については、デイサービスであれば、比較的に少年を受け入れやすいと思う。県内には、大きい施設もいくつかあるので、そういうところに話してみるとよいのではないか。協力団体が不足しているのであれば、協力したい。
- 自発型ボランティア活動では、裁判所から少年側に情報提供をしているのか。
- 少年や保護者には、ボランティア活動をしてはどうかと誘いをかけ、ボランティア活動をする気持ちになった少年には、裁判所で把握している団体や施設等に連絡をするように伝えている。もっとも、清掃活動については、具体的な場所な

どの選択は少年側に任せており、裁判所からは特に指示していない。

富山県内の少年は、意欲的で素直な少年が多いことから、自発型ボランティア活動は盛んに行われている。

- 審判不開始と不処分はどう違うのか。
- 不処分は、審判を開き、裁判官が少年の話を直接聞いた結果、保護処分までは必要ないと判断したものである。審判不開始は、事件の内容が軽微であったり、あるいは、少年の非行性がそれほど進んでいない場合に、審判を開かずに、家裁調査官による調査において手続を終えるものである。なお、富山県においては、全国と比較すると、審判不開始の割合が低く、不処分の割合が高くなっている。これは、富山家裁においては、軽微な事件でも審判を開き、裁判官が少年を諭しているということである。
- 子どもを適切に監護できない親が増えている。親が子どもを適切に監護できない場合、保護観察を付けるのが相当ではないかと思うが、現状はどうか。
- 保護者も審判手続の過程で、事の重大さに気づき、自分のこれまでの監護の状況を見つめ直す人が少なくない。家裁調査官は、保護者自身に改善してほしい点を指摘するが、そうした点が改善されないようであれば、保護観察処分を検討することもある。
- 万引き被害を考える教室の効果はどうか。
- 教室を受講した人の再犯率を調査したところ、一定の効果が出ている。対象者は、初犯で非行が進んでいない少年とその保護者などであることから、適切な教育的措置により、少年が内省を深めることによって、再犯を防ぐことができているのだと思われる。

この教室では、大手商業施設の管理者などから話をいただき、保護者には、今後の少年への指導の在り方を考えてもらい、少年には、万引きが社会にとって、とても迷惑をかける行為であり、厳しく責任が問われることに気付いてもらうようにしている。

- 少年側に被害弁償などをさせているのか。
- 家裁調査官の面接時や審判時に、謝罪や被害弁償をするように指導している。
- 統計上、少年事件の事件数は減っているようであるが、これは少年の非行が減ったということではなく、いじめなどの少年による問題行動が表に出にくくなっているのではないか。
- 少年事件の事件数が減少しているのは、少年人口が減少傾向にあるということが一つの原因となっているが、それ以外にも御指摘のとおり、被害届を出さないなど表に出ていない問題行動が増えていると実感している。今後の少年を巡る状況については、注意深く見守る必要がある。
- 普段、少年と接していると、保護処分の意味を深く考えていない少年がいるように思われる。そのような意味からすれば、自発型ボランティア活動等の教育的措置のプログラムを通して少年が立ち直ることができるのであれば、それは、非常に良いことだと思う。